

西三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）岡崎西尾地域広域 ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書についての知事意見

都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討し、その結果を環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載する必要がある。また、事業者は、評価書に記載される内容に従って環境保全に万全を期する必要がある。

1 全般的事項

- (1) 事業の実施に当たっては、準備書に記載されている環境配慮事項や環境保全措置を確実に実施することはもとより、環境保全対策に関する最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。また、既存の西尾市クリーンセンターのごみ焼却棟の解体工事においても、同様の環境配慮事項等の実施に努めること。
- (2) 環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じて適切な措置を講ずること。
- (3) ごみ焼却施設の処理方式は、3つの処理方式の中から今後選定することとしているが、選定に当たっては、技術面、経済面に加え、環境影響評価の結果も十分考慮すること。また、選定された処理方式に応じて環境配慮事項及び環境保全措置として記載された事項を適正に実施し、環境影響の更なる低減に努めること。

2 水質

工事中に発生する濁水やコンクリート工事の排水による水質への影響を低減するため、十分な能力を有する仮設沈砂池等を設置するとともに、維持管理を適切に行うこと。

3 動物

- (1) 対象事業実施区域周辺においてオオタカの繁殖が確認されていることから、建設工事及び解体工事の実施に当たっては、繁殖に影響を生じさせないように十分配慮すること。
- (2) 対象事業実施区域内においてヒメタイコウチの生息が確認されていることから、その生息環境の保全に十分配慮するとともに、必要に応じ生息環境維持のための適切な措置を講ずること。

4 廃棄物等

建設工事及び解体工事中並びに供用時に発生する廃棄物等については、発生を抑制することはもとより、再使用又は再生利用を徹底するとともに、再使用又は再生利用できないものについては、適正に処理すること。

5 温室効果ガス等

事業の実施に当たっては、より高い発電効率の廃棄物発電設備の導入、焼却に伴う廃熱の有効利用など、温室効果ガスの更なる排出抑制に努めること。

6 その他

- (1) 評価書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。
- (2) 事業の実施に当たっては、今後とも積極的な情報発信を行うとともに、住民等からの環境に関する要望等に適切に対応すること。